

⑧ 經 濟 產 業 省

法人名	独立行政法人経済産業研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:及川 耕造)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A ⁺	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 業務実績等を勘案し各項目に+または-を付することができる。 3. AAをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明記する。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A ⁻	A ⁻	A	B	B	B	
2 サービスの質の向上	A	A ⁺	A ⁺	A	-	-	
(1) 調査及び研究業務	/	/	/	/	A	A	
(2) 政策提言・普及業務等	/	/	/	/	A	A	
3 財務内容	B ⁺	A ⁻	A ⁻	C	B	B	
4 短期借入金の限度額	-	-	/	/	/	/	
5 剰余金の使途	-	-	/	/	/	/	
6 その他業務運営に関する事項	A	A ⁻	A ⁻	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化: 入札・契約について、規定類の整備状況・公表の基準は、基本的には国の基準と同様のものとして整備されている。人件費総額は、基準年度比で約8%の削減となっており、基準年度比5%の削減目標を達成している点は評価できる。随意契約比率は、金額ベースで対前年▲34%、件数ベースで対前年▲47%と順調に減少してきていることは評価できる。また、従来から随意契約を行っていた事業10件、87,258千円分を廃止するなど随意契約金額の削減への取組は評価できる。 サービスの質の向上(調査及び研究業務): 研究成果に対する評価・レビュー、外部研究者、経済産業省関係各課室によるプロジェクト単位の評価は高い評価が得られた。また、海外の研究機関とのネットワークの構築を通じて、情報収集機能・研究分野の拡大が行われたことは、経済産業研究所の国際的な発信力の強化にも資すると考えられ、高く評価できる。さらに、平成20年秋に起きた世界経済危機に対して、プロジェクトチームを迅速に立ち上げ、提言活動を開始したことは、経済問題へ組織を挙げて対処しようとする研究所の目的に忠実かつ危機意識を持った対応であり、評価できる。数値目標については、各研究領域において、研究の成果についての平成20年度の目標を達成しており、これらの数値は第一期から19年度まで平均と比較しても、その水準を上回るとともに、質的にも高い評価を得ている。 サービスの質の向上(政策提言・普及業務等): ホームページのヒット件数が大幅に伸びており、中でも英語サイト及び中国語サイトへのヒット数が、いずれも過去最高を記録しており、国際的な注目度が上がってきていることは評価できる。データベースについては、JIPデータベースがOECDの正規統計として採用されたことや、JSTARのように国際比較が可能なデータとして整備されるなど、政策的、研究面からの社会的な貢献があったといえる。また、藤田所長がクルーグマン(プリンストン大学教授・2008年ノーベル経済学賞受賞)との共著者としてノーベル財団からも紹介され、世界的にも認知されたことは高く評価される。 財務内容: 競争的資金等の獲得については、今年度は科研費の獲得、受託収入の獲得等によって当初目的以上の成果をあげるとともに、昨年度以上の金額を獲得できた。これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。また、効率的な予算執行による業務運営を行うことが出来ており、昨年度に引き続き、欠損金が発生することもなく、健全な予算管理が行われていることは評価できる。 全体的評価: 前回の評価で指摘された点の多くで改善が見られたことから、平成20年度は組織体としての意識改革の浸透が見られ、多くの面で優秀な成果が見られた。特に「国際的な提携」「交流のレベルアップ」によって研究活動もこれまで以上に活発化したものと考えられ、組織体の自信を深めたものと判断できる。今後は、即時性・適時性に配慮した政策立案者側に立った工夫を行うことにより、学術性の高い「政策当局にとっては、宝の山」とも評される研究成果の活用がますます活発化していくことが期待できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 随契比率 件数ベース: 13% (前年度比▲47%)、金額ベース: 28% (前年度比▲34%) 人件費総額: 基準年度比で約8%削減 など 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約比率は、目標の金額ベース18%、件数ベース7%に及ばなかったものの、金額ベースで対前年▲34%、件数ベースで対前年▲47%と順調に減少してきていることは評価できる。また、随意契約を行っていた事業10件、87,258千円分を廃止するなど随意

			<p>契約金額の削減への取組は評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費総額は、基準年度比で約8%の削減となっており、前年度に引き続き削減目標を達成している点は評価できる。
サービスの質の向上 (調査及び研究業務)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部レビューを得た論文の公表数:113件(過去最高件数)(目標:55件) 学術誌、専門誌等で発表された論文数:77件(過去最高件数)(目標:32件) 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数:219件(過去最高件数)(目標:72件) 平成20年秋に起きた世界経済危機問題に対して、プロジェクトチームの設置、ワークショップの開催(5回)、BBLの開催(3回)、ホームページに「世界経済危機フォーラム」のコーナーを設置し、世界経済危機に関するアウトプットを一元的に集約して発信 ハーバード大学におけるワークショップの開催、OECD等の国際組織とのシンポジウムの共同開催、OECDとの日米欧の生産性に関する共同研究等、海外の研究機関との研究に関するネットワークを構築 など 	<ul style="list-style-type: none"> 各研究領域において、研究の成果についての目標を達成しており、第1期から平成19年度までの平均と比較してもその水準を上回り、質的にも高い評価を得ている。特に内部レビューを経て公表された研究論文数、学術誌、専門誌等で発表された論文数及び国際シンポジウム、学会等で発表された論文数は過去最高であり、高く評価できる。 平成20年秋に起きた世界経済危機に対し、プロジェクトチームを迅速に立ち上げ、提言活動を開始したことは、経済問題へ組織を挙げて対処していこうとする目的に忠実かつ危機意識を持った対応であり、評価できる。 海外の研究機関とのネットワークの構築を通じて、共同研究の成果が上がってきていることは、国際的な発信力の強化にも資すると考えられ、高く評価できる。
サービスの質の向上 (政策提言・普及業務等)	2(2)	<p>【政策提言・普及業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究書の刊行総数:6冊(目標:4冊) シンポジウムの開催総数:7回(目標:6回) BBLの開催総数:69回(目標:50回) HPのヒット総件数:106万件(目標:40万件) 研究論文1本あたりのダウンロード平均総数:4057件(目標:2400件) <p>【資料収集管理、統計加工及び統計管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIPデータベース(生産性統計)がOECDの正規統計として採用 JSTAR(高齢者を対象としたくらしと健康の調査)が日米欧間の比較可能なデータとして整備 イノベーション研究のための発明者に対する調査が米欧の協力によって国際比較が可能なデータとして整備 JIPデータベースは、アクセス数が前年度から大幅に増加 新たに公表されたAMU(アジア通貨単位)は公表初年度から多くのアクセス数を記録 AMUについて、手作業で入力しながらデータベースの構築を行っていたものを、システムの構築により合理化を促進 <p>【政策研究・政策立案能力の向上支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> シンポジウムの全参加者の年間平均満足度:85%(目標:66%) BBLの全参加者の年間平均満足度:86%(目標:66%) 省庁所属のコンサルティングフェローを特定の研究プロジェクトに所属させ、ファカルティフェロー等とのチームアップを行わせることによる政策研究能力及び政策立案能力の向上支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプット指標は中期目標を上廻っており、これらの数値は第1期から平成19年度までの実績平均と比較しても、ほとんどの指標でその水準を上回っていることから、活発な活動による成果であると評価できる。特に、ホームページのヒット数の件数が大幅に伸びており、中でも英語・中国語サイトへのヒット数が大幅に伸びており、いずれも過去最高のヒット件数を記録したことは、国際的な注目度が上がってきていることとして評価できる。 国際組織とのシンポジウムの共催は経済産業研究所の国際的な認知の向上に寄与していると思われる。海外からの注目度が上がってきている証明でもあり、国際的にも活動の場が広がりつつあることは評価できる。 データベースについては、引き続き効果的、効率的な政策研究に必要なものの構築に成果を上げることが出来た。特に、JIPデータベースがOECDの正規統計として採用されたことや、JSTARのように国際比較が可能なデータとして整備されたことは、政策的、研究面から社会的な貢献と言える。また一部のデータベースでアクセス数が前年度から大幅に増加したこと、公表初年度から多くのアクセス数を記録したデータベースが存在することは、当該データベースがニーズに応じたものであると判断されるため、高く評価できる。 AMUについては、システムの構築による合理化を進めたことにより、迅速な更新が可能になったものであり、データベースの一層の充実を資するものであるとして評価できる。 コンサルティングフェローの能力向上については、特定の研究プロジェクトに所属させ、ディスカッションペーパーの作成というプロセスを通じて行われている点が積極的なものとして評価できる。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:1,009万円 自己収入実績:319万円(目標:308万円) 競争的資金等獲得実績:1,285万円(目標:200万円) 欠損金は未発生であり、当期総利益は、運営費交付金収益が減少したものの、受託収入や科研費収入等の外部資金の獲得及び経常費用における研究業務費の削減により 計上 など 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金等の獲得については、科研費受託収入の獲得等によって当初目的以上の成果をあげるとともに、昨年度を上回る金額を獲得した。これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。 効率的な予算執行による業務運営が出来ており、昨年度に引き続き欠損金が発生することなく、健全な予算管理が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:清水 勇)
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法人: http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	B	B	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。なお、平成17年度までは大項目のみの評価で、A、B、Cの3段階評価。また、「5.アウトカム」は15年度まではA、Bの2段階評価。 2. 「2.サービスの質の向上」について、17年度以前は小項目ごとに分科会委員の評価ポイント(5点満点)で評価。記載した数字は、中項目ごとのポイントの平均点。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	B	B	B	
(1)業務の効果的な実施				A			
(2)業務運営の合理化				B			
(3)業務の適正化				A			
(4)人件費削減の取組				B			
2.サービスの質の向上(情報提供)					B	A	
3. サービスの質の向上(流通)					B	A	
4. サービスの質の向上(人材育成)					B	B	
5.サービスの質の向上	A	A	A	B			
(1)工業所有権情報普及業務	4.7	4.9	A	A			
(2)工業所有権関係公報等閲覧業務	4.7	4.9	A	B			
(3)審査・審判関係図書等整備業務	4.7	4.9	A	B			
(4)工業所有権相談等業務	5	4.8	A	B			
(5)工業所有権情報流通等業務	4.6	4.7	A	B			
(6)情報システムの整備				B			
(7)知的財産関連人材の育成	4.9	4.9	A	A			
6.財務内容	B	B	B	B	B	B	
7.その他業務運営に関する重要事項				A	B	B	
(1)ユーザーフレンドリーな事業展開				A			
(2)特許庁との連携				B			
(3)広報・普及活動の強化				A			
8.アウトカム	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体的にコストを削減しつつ着実に中期計画に取り組んでおり、特許電子図書館(IPDL)など基盤的な情報提供サービスや、研修等の人材育成機能が充実し、知財立国実現に向けたインフラとしての重要な役割を果たしているといえる。また、工業所有権情報の提供・普及という主旨から、ユーザーサービスの向上という点が重要視されるところ、努力及び成果が認められる。
- 今後は、インフラの充実にとどまることなく、結果的に創出されるアウトカムを意識した事業実施に取り組んでほしい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • CIO(最高情報責任者)補佐官及びシステム調整担当の設置 • 閲覧機器台数の見直し:H19年度158台→20年度155台 	<ul style="list-style-type: none"> • 特許庁の情報・システム最適化計画に適切に対応しており、人件費、契約の適正化といった重要事項においても適切な対応が図られている。

		<ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の受付業務等従事派遣職員数の見直し:6人→5人 IPDL/WS(専用端末)を廃止、特許審査官端末の導入決定(112台→59台) 契約の妥当性を諮るための契約審査委員会を開催(13回開催、51件の契約審査) レクリエーション経費に関する規程類・支出を廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の利用者数減少に伴う閲覧機器台数の見直し、閲覧スペースの研修スペースとしての活用等、効率的な業務の実施に努めている。
サービスの質の向上 (情報提供)	2	<p>(工業所有権情報普及業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPDL検索件数:95,457,750回。 公開特許英文抄録(PAJ)の作成件数:312,422件。 整理標準化事業の廃止に向けて特許庁と協議。 <p>(工業所有権関係公報等閲覧業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPDL/WS(専用端末)を廃止し、閲覧環境向上のため特許審査官端末への移行を決定(112台→59台)。 特許審査官端末利用者:延べ1,662名 地方閲覧室の廃止(広島閲覧室:平成21年度末、他の7地方閲覧室:平成22年度末)を決定。 <p>(審査・審判関係図書等整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判資料を購入・提供(内国図書576冊、外国図書41冊等)。 <p>(工業所有権相談等業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数:61,074件(H19年度:60,396件)。 <p>(情報システム業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット出願普及のための企業訪問(19社)、説明会(20か所)を実施。 特許庁の新システム運用開始に合わせ廃止する電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業について、廃止に向けて特許庁と協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館(IPDL)の操作性向上・充実にはニーズに的確に対応したもので十分に評価に値する。 公開特許英文抄録の作成件数が年度計画を下回っているが、元となる特許公報の発行件数自体の減少に起因するものであり問題はない。 検索機器の設置台数の見直し、地方閲覧室の廃止決定等、公報の閲覧事業に着実に取り組んでいると評価。 相談サービスの迅速性は維持されている。また、相談サービスの強化に向けた取組が着実に行われていると評価。 パソコン電子出願の普及に向け、企業訪問や全国での説明会・講習会の積極的な実施等、着実にユーザーの利便性向上に努めていると評価。
サービスの質の向上 (流通)	3	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーを自治体等に派遣(企業訪問回数:24,737回、成約件数:1,452件)。 特許情報活用支援アドバイザーを自治体に派遣(企業訪問回数:10,195回)。 知的財産権取引業者データベースへの登録を促進(登録件数:96社(H19年度:89社))。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーの活動実績は計画を大幅に上回り、成約件数をみても、質を維持しつつ地域の特許流通に関わる人材の育成を行っていることが伺われ、高く評価できる。 成約件数は平成17年度で頭打ちとなっているが、単純に成約件数の増加を求めるものではなく、今後は、さらなる特許流通の定着・活性化に向けた取組、中小企業の活性化という観点からの取組をお願いしたい。 情報検索専門家の活動は計画を大幅に上回っている等、高く評価できる。
サービスの質の向上 (人材育成)	4	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員等6,110名に研修実施。 特許侵害警告模擬研修を実施(6回、受講者133名) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業を対象とする研修も充実しつつあるが、今後、特に中小ベンチャー企業等がイノベーションの担い手たりうるためにも、更なる充実を期待する。
財務内容	6	<ul style="list-style-type: none"> 原則、毎月開催の運営会議で予算の執行状況報告を行い、効率化の達成度等進捗管理を厳格に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務が発生しているが、競争的契約の拡大による執行額の削減、人件費・特許公報発行件数等の変動による執行額の減等によるものであり、堅実な財務運営と判断。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易保険(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 隆史)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。3 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(部会長:岩村 充)
ホームページ	法人: http://nexi.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	4年間(平成17年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	第1期中期目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については+又は-の2段階評価。 2. 平成18年度以降は、大項目単位でも評価を実施。17年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>								
1. 業務運営の効率化				B	C	C	B	
(1) 業務運営の効率化	A	A	A	B	C	C	B	
(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	A	A	B	B	B	B	B	
2. サービスの質の向上				A	A	A	A	
(1) 商品性の改善			A	A	A	AA	A	
(2) サービスの向上	AA	AA	A	A	A	A	A	
(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備			A	A	B	A	A	
(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化			A	A	A	AA	A	
(5) 民間保険会社による参入の円滑化			A	A	A	A	A	
(6) ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的量的な拡大	A	A						
(7) 回収の強化	A	A						
3. 財務内容				A	A	B	A	
(1) 財務基盤の充実	+	+	+	+	+	+	+	
(2) 債権管理・回収の強化			AA	A	A	B	A	
(3) 業務運営に係る収支相償	A	A						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- サービスその他業務の質の向上について、世界的な金融危機下、貿易保険の利用者ニーズを的確に把握するとともに、政府の金融危機対策とも連携し、海外事業資金貸付保険の商品性改善などに取り組んだ。また、APEC会合で麻生総理が表明した「アジア太平洋貿易保険ネットワーク」の推進のためインドネシアと再保険協定を締結した。業務運営の効率化については、随意契約の見直しについて、件数ベースではやや改善が見られたものの、金額ベースでは小幅の改善に止まっているところであるが、業務費削減は目標を大きく上回り、人員削減は目標どおり取り組むことが出来た。財務内容について、昨年に続き当期損失が発生したが、財務上の健全性は維持されており、信用事故債権の回収率は目標を下回ったものの、サービサー回収やイラクの債権額確定・被保険者への適切な配分を行った。これらを総合的に評価し、今年度評価はAとする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費を含む業務費の削減について、中期目標期間最終年度の平成20年度において、平成16年度実績比で約13.1%削減を達成(目標:平成20年度で平成16年度実績比10%を上回る削減)。 平成20年度末時点での役職員数150人(目標:152人)。 契約金額ベースにおける随意契約の割合は92%(19年度:96%)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務費削減は目標を大きく上回り、人員削減も目標どおりであるが、随意契約見直しは、件数ベースでやや改善したものの、金額ベースで小幅の改善。これは、平成21年度より順次実施するシステム更新に併せて競争契約への移行を進めることとしているためである。随意契約の評価は、政府の方針に照らし、依然、結果としての数字が高い水準にあることに鑑みれば厳しい評価を行うことが適当との判断をし、今年度評価はCとする。
商品性の改善	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険において、付保対象・てん補範囲の見直し、申込み手続の簡素化、保険料水準の見直しを実施。 海外事業資金貸付保険について、1年以上の運転資金融資を付保対象化、海外子会社向け信用付保率の上限を90%に引上げ。平成20年12月に制度改正を行い、20 	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険のてん補範囲の見直し、手続の簡素化、保険料水準の見直し、海外投資保険や、企業総合保険、限度額設定型貿易保険の商品性改善を着実に行ったことに加え、当初計画になかった海外事業資金貸付保険の商品性改善にも取り組んだ。特に、金融危機対策の一環として、海

		<p>年度内に約 2,600 億円の引受け。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貿易保険付輸出代金債権の流動化支援、サプライヤーズ・クレジットの引受けを開始。 海外投資保険、企業総合保険、限度額設定型貿易保険、海外事業資金貸付保険について、商品性の改善を実施。 地球環境保険を運用開始。 など 	<p>外進出日系企業(海外子会社)の事業資金を支援するため、海外事業資金貸付保険の制度拡充を行ったが、2,600 億円、前年度比約9倍の引受け実績を達成した。このように、商品性の改善については、質的・量的に目標を大きく上回ったと判断されることから、今年度評価はAAとする。</p>
サービスの向上	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアの ASEI との間で再保険協定を締結、タイ輸出入銀行との間で再保険協定締結に向けた交渉を開始。 支払保険金に係る平均査定期間の実績: 12 日(目標:50 日以下)。 パルクラブてん補割れ債権に係る輸出手形保険の譲渡承認制度について、東京都の追加補償分への拡充。日本貿易保険への譲渡制度について対象国の拡充。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスク保険金査定期間を平均 12 日間と目標を大きく上回ったほか、パルクラブてん補割れ債権の譲渡承認制度について輸出手形保険の自治体追加補償分への拡充、日本貿易保険への譲渡制度について対象国の拡充、海外諸国の貿易保険ネットワーク推進のためインドネシアと再保険協定を締結などユーザー要望に対する具体的対応として評価できることから、今年度評価はAとする。
利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 海外を含めた企業・銀行からの迅速かつ幅広い情報収集、運転資金不足等のニーズを踏まえた商品の改善。 中小企業者の利用拡大のため、信用調査費を一定程度免除。 高リスク国(86 カ国)の引受け方針一斉見直し、8カ国の引受け条件の制限、HIPC のうち5カ国の案件枠の減額を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 金融危機下において、内外幅広く情報収集を行い、利用者ニーズを的確に把握し、商品改善につなげたことや、中小企業者の利用拡大のための信用調査料の免除、高リスク国の引受け方針一斉見直しによる引受条件の制限(8カ国)、案件枠の減額(5カ国)などを行ったことは評価できることから、今年度評価はAとする。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 世界的金融危機下、貿易金融不足により我が国の貿易・投資が停滞しないよう、政府と連携を取りつつ、タイムリーに支援を措置。 「アジア太平洋貿易保険ネットワーク」の一環として、インドネシア輸出信用機関 ASEI と再保険協定を締結。 資源・エネルギー総合保険で5件の成約。鉱物・エネルギー資源の権益獲得の引受け、ヴァーレやペトロプラスとの協力協定締結、資源開発プロジェクトの支援を実施。 我が国の省エネ・新エネ技術の移転等により温室効果ガスの排出低減に貢献する取組の一環として、「地球環境保険」を創設・引受けを開始。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等と連携して、総理、大臣の外交機会も活用し、資源エネルギー保険等について、積極的かつ迅速な取組を行うとともに、地球環境保険などの新たな制度の運用を開始した。また、世界的な金融危機下、日本企業の海外子会社への運転資金支援を迅速に行ったり、「アジア太平洋貿易保険ネットワーク」の推進を図ったことは、質的・量的に目標を大きく上回ることから、今年度評価はAAとする。
民間保険会社による参入の円滑化	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険及び企業総合保険において、付保選択制を導入し、一部の組合包括保険において、信用保険を不てん補。 販売委託先民間保険会社に対し、保険料体系等変更点の各社別説明会を実施。 各社を通じた日本貿易保険の平成 20 年度引受保険金額は、我が国の輸出減を反映し、前年度比 3.9%減。 民間保険会社との協調保険について、第一号案件を契約。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 組合包括保険において、利用者の選択肢拡大による民間参入機会の増加を図るとともに、計画では、導入の検討としていた民間保険会社との協調保険について、検討を了し、具体的案件が契約に至ったことから、今年度評価はAとする。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制等により、経常利益 19 億円を計上したが、金融危機による影響により、保険代位債権の評価損等を計上したことから、当期損失は 15 億円を計上。 非常事故債権については、イラクの最終債務削減後の債権額を確定し、初回回収金を被保険者に適切に配分。信用事故債権については、民間回収専門業者(サービサー)12 社を活用し、回収に努めた結果、15 億円の回収。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 当期総損失が発生したものの、バランスシートにおける財務上の健全性は維持されている。信用事故債権の回収率が目標を下回ったものの、サービサー回収やイラクの債権額確定・被保険者への適切な配分等総じて概ね目標どおりであったことから、今年度の評価はBとする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 129.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(専門性の高い人材を登用する必要があること、国からの出向者のうち、出向以前に管理職でない職員が本法人において管理職として勤務する際に管理職手当が支給されていること)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野間口 有)
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を推進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会(部会長:木村 孟)
ホームページ	法人: http://www.aist.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html

中期目標期間 5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	B	C	B	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	
4 その他業務運営に関する重要な事項	A	B	A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 第一期を上回る共同研究資金の獲得に代表されるように、いずれの目標達成も高いレベルで形になっている。また、短期、中期の研究戦略に基づく組織の改変や新設も時宜を得たもので、地域イノベーション創出共同体形成事業や、全国イノベーション推進基幹ネットワークの構築など、地域に貢献する実践的な活動を高く評価したい。また、個々の研究プロジェクトについても、ナノカーボンの量産や植物工場に象徴されるように、イノベーション研究もそれぞれに質的に優れた研究成果を挙げている。さらに、知財戦略上重要な各国際標準委員会にも主導的に参画しており、国への取り組みにも高く貢献している。
- 特筆したいのは、中小企業の試作製品を技術評価し、高度化する中小企業への支援施策と、実践的なオンゴーイング教育としてのイノベーションスクールをはじめとする人材育成の取り組みで、他の独法研究機関の範となる実践として高く評価できる。業務、財務、人事等についても前年度の反省を含めて問題はなく、総合的な法人実績は特に質的なレベルで高いパフォーマンスを達成していると判断した。
- 本法人の研究実績・成果は当年度も高い水準で達成されている。また時代の要請を踏まえた研究分野の開拓のほか、研究を支える組織の整備・運営も不断の見直しが行われており、より高い目標実現に向けた組織の意思が感じられる。いずれの分野の業務も中期計画、年度計画に沿い、ほぼ順調に遂行され、一部の分野や研究課題においては計画を上回る成果が得られている。
- 産総研発足2期の4年目となり、組織、研究基盤もたゆまぬ見直し、改革により充実したものになり、当該年度での研究成果も世界レベルのものも多く出、成果の実用化等社会貢献も実績を挙げて来ている。
- 産総研のミッションに対する職員の意識の共有化も進み、着実に実行に移され、多くの優れた実績が挙がっている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス体制の確立に向けた啓発を行い、職員等が社会的責任等に対する高い意識を保ち続けられる活動を行った。 随意契約見直しに関する職員への説明会を開催するなど分かりやすい周知を図るとともに、真にやむを得ない随意契約以外は競争入札又は公募による契約とし、また、公募公告期間を最低10日以上として競争性を確保する取り組みにより、競争性のない契約が金額ベースで約14.5%、件数ベースで約3.6%となり、随意契約見直し計画の目標を達成することが出来た。 ライフサイエンス分野の倫理、安全に関する委員会のうち、従来、各事業所で所管していた委員会(人間工学実験委員会、組換えDNA実験委員会、微生物実験委員会)についても、今年度からライフサイエンス実験管理センターにおける一元管理体制を構築し統一的な運営を開始した。また、つくばセンターに点在する実験動物飼育施設について集約化実行計画案を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新設されたコンプライアンス推進本部を中核としたリスク管理、法令順守活動や、随意契約見直し計画の目標達成などを高く評価。 過去において発生した組織運営および安全面でのマネジメント問題を契機として、本法人の組織的対応は真摯かつ積極的なものであり、実質的なものとなり評価に値する。コンプライアンスの確保に対する、規則等の整備を含む組織システムの整備、役職員教育、実際の運用面での努力はきわめて積極的に行われている。

<p>サービスの質の向上</p> <p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1研究部門、3研究センター、1研究ラボ、1特記センターを立ち上げた。 前年度から継続して審議されてきたネットワークフォトニクス研究センターを設置した。 総合化戦略において分野横断的に推進することが策定された「水素・燃料電池」、「省エネルギー技術」、「バイオマスエネルギー」、「レアメタル」、「沿岸域活断層調査」、「サービス工学」に重点的に政策予算を配分した。 経済産業省等との定例的な意見交換の場として、技術環境局との意見交換会10回、技術振興課とのイノベーション推進連絡会議を9回実施し、最新の政策動向について意見交換を行うとともに、最新の研究情報を政策サイドに提供した。 産業化シナリオを構築し事業化を推進するために、産総研大型プロジェクトである産業変革研究イニシアティブを産業技術アーキテクトを中心に推進した。 懸案となった企業の収益事業目的に対する研究施設の貸付については、新たに「研究施設等の事業者の利用に関する規程」を整備した。 主要な研究実績 <ul style="list-style-type: none"> 肝細胞がんマーカー糖タンパク質候補のハイスループット同定 低消費電力システムデバイス技術の開発 ナノカーボン構造体の構造制御技術と機能制御技術の開発 太陽光発電の高効率化と大量導入支援技術の開発 先端的な計測・分析機器の開発 メタンハイドレート資源技術の開発 放射温度計および抵抗温度計領域における新しい高温標準の開発 独法情報公開法に基づく公表事項を更新するなど情報提供内容を充実するとともに、「連携千社の会」を設立し350社以上の企業の会員登録を行った。 一般市民・青少年を対象に対話型の話題提供を行う「サイエンスカフェ(6回)」や、「実験教室(10回)」、「出前講座(13回)」、「サイエンスキャンプ(参加人数40名)」等を積極的に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基幹的研究機関としての着実な成果創出と、研究基盤たる組織・運営に関する改善の真摯な取り組みは高く評価できる。 研究成果およびマネジメントについて計画された以上の十分な実績を挙げている。 当初の計画を超えた成果が挙げられており、産総研のミッションが着実に実現されている。 ヒューマノイドロボットの実用化研究とロボット産業の新たな基盤となるRTミドルウェアは、ロボット分野の発展の可能性を示した。 太陽電池で世界最高レベルの高効率化、低コスト化、基準セルの国際標準認定等を実現し、国際的に優れた成果を挙げ、他の新エネルギーと合わせて環境と安全に配慮した社会作りに貢献する技術開発に成功した。 年令軸恒常性研究新分野の開拓やライフサイエンス研究の基盤となる、日本電子と共同開発した生体細胞を観察できる高性能電子顕微鏡の開発などの独創的な研究成果を高く評価する。 我が国の大陸棚延伸のため、政府が国連に申請した大陸棚限界申請書案の作成に大きく貢献している。 我が国の国土や、メタンハイドレート・レアメタル・鉱物資源の確保のために役立ち、政策に貢献している。 安全で安心な社会の構築のために、地質情報の知的基盤構築、地質現象の将来予測と評価技術の解明等において、産総研の総合力を生かした取り組みが進められ、成果のアウトプットも世界水準に達している。 500量目に及ぶ標準開発・供給は順調で、当初計画をはるかに上回る成果は世界をリードする水準で大いに評価できる。 マンモグラフィX線診断用線量標準や臨床検査用標準物質の供給など、我が国の国民の安全・安心に直結するアウトカムを創出している。 産業競争力強化に向けた計量標準整備を実行し、国際度量衡委員会における多分野の国際計量システム構築に努め、産総研が世界トップクラスの標準研究機関として国際的に認知された。 情報の公開推進と個人情報保護に対する取り組みは、実質的かつ積極的、組織としての意思が明確に職員に伝えられている点を評価。 連携千社の会を活用した産業界との幅広い情報交流活動、社会科学をテーマにしたSynthesiology 誌の発行、青少年を対象としたサイエンスカフェ・キャンプ、出前授業の活動などを高く評価。
<p>財務内容</p> <p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 19年度の剰余金は、経営努力に基づく利益として承認され、(平成21年3月26日)「研究施設等整備積立金」として約2億円全額が積み立てられた。 自己収入(受託収入、資金提供型共同研究収入等)の増加に努めたが、平成19年度の270.2億円から平成20年度の265.8億円へと約4.4億円の減収となった。自己収入の減収は、国などからの受託収入の減少が主な要因である。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容、そして改善に向けての取組みは妥当と判断される。ただ、長期的な戦略の検討も必要と思われる。 財務内容の改善に関しては、着実に実行しており、特段の問題はない。 多額の剰余金の存在に見合った資産の有効活用という観点から、研究の活性化に向け資産有効活用の検討が為されるべきと思料する。また当面実物投資に活用しないのであれば、金融資産としての効率的な運用が図られるべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:御園生 誠)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:平澤 洽)
ホームページ	法人: http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日~平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H17年度以前は、サービスの質の向上に関する評価について、能動型業務と受動型業務に分けた上で評価を実施。 4. 平成18年度からは、財務内容の改善について大項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)経費及び人件費の削減				A	A	A	
(2)組織、人員の配置				A	A	A	
(3)業務の電子化				B	B	B	
2. サービスの質の向上				A	A	A	
(1)バイオテクノロジー分野				AA×1 B×1	AA×1 B×1	AA×1 B×1	
(2)化学物質管理分野				AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	AA×1 A×1 B×3	
(3)適合性認定分野				AA×1 A×1 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)生活安全分野				AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×2 B×1	
(5)その他				B			
(6)能動的業務	A	A	A				
(7)受動的業務	A-	B+	A-				
3. 財務内容の改善	A	A	A	B	B	A	
(1)業務経費の効率化	A	A	A+				
(2)運営費交付金の抑制	A	A	A				
(3)財務内容の改善	A	A	A				
4. マネジメント	A	A	AA-	A	A	A	
(1)戦略的な人材育成				A	A	B	
(2)戦略的な広報				A	AA	A	
(3)マネジメントの改善				A	B	A	
5. コストパフォーマンス	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21. 8. 28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 各分野においてNITEの技術力を活用し、国民生活の安全・安心につながる著しい成果を挙げており、社会へ大きく貢献していることは評価に値する。このようなことから総合評価については、A評価とした。生活安全分野では大きな成果を上げており、AA評価とし、業務運営の効率化、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、財務内容の改善、マネジメントの改善についてはA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 総コスト: 9,738百万円(対H19年度比0.9%増) 運営費交付金を充当した業務経費: 6,687百万円(対H19年度▲534百万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務負荷が増大する中で、業務推進や危機管理、業務の重点化、アウトソーシングなど経営資源の効率的な活用に努め、コストベースにおいて昨年度比で一般管理費9.0%、業務経費7.4%の経費削減を行った。今後も効率化を目的とした

			改善を進めて、サービスの質を下げることなく、効率的で価値ある重要な活動として継続できる体制に強化し続けることが重要。
生物遺伝資源に係る情報等の提供業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新規性の高い微生物を 4,413 株収集（計画数 4,000 株）。 N B R C 株の累計：23,365 株 分譲株数：7,798 株（H19 年度：5,386 株） 	<ul style="list-style-type: none"> 国家生物遺伝資源機関（N B R C）としての株保有数が、米国に次ぐ世界第二位となるなど、生物遺伝資源機関として大きな実績を上げている。また、微生物の提供においても、微生物の産業利用の促進に大きく貢献している。
化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> CHRIP アクセス件数：822 万ページ（H19 年度比 22%増） 世界調和システムアクセス件数：97,000 ページ/月（H19 年度比 37%増） 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）へのアクセス件数は昨年引き続いてさらに大幅に増加し、また、利用者の満足度 90%と高い支持を得ている。国民生活の安全・安心に対する貢献度が高い。
経済産業省に係る法令等に基づく認定業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> JNLA35 件、JCSS67 件、MLAP83 件の登録・認定を実施。 事業者からの申請を容易にするためのガイドダンス文書の作成・公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請件数が大幅に増加している中、職員を増加することなく、非常勤・外部人材の活用等により、迅速かつ的確に処理が図られている。
製品安全関係業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 事故情報受付件数：5,440 件 事故品確認・現場調査件数：1,257 件 国民生活センターとの間での実務者ベースの会議の開催。経済産業局等と連携した連絡会議の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 高い事故情報収集力、原因解析力、対策企画・立案能力、情報発信力といった N I T E の製品安全業務の強みを活かし、事故の再発防止にとどまらず、事故を未然に防ぐことを意図したリスクアセスメントの取り組みも開始されており、的確なパフォーマンスを上げている。
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常利益：218 百万円（経常収益：9,377 百万円。経常費用：9,158 百万円）。 経常利益の増（H19 年度は▲176 百万円）は、電気工事士関係の講習受講者の大幅増、経費削減努力等によるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金収入は減少しており、次年度以降の経常収益が現状を維持できるのか懸念される。各事業の選択と集中、経費削減努力に加え受託事業収入等の拡大に留意すべき。また、今後も運営費交付金収益が減少するようであれば、これまでと同じように増加し続ける業務量に的確、かつ質高く応えていくことが可能か、業務の的確性、質を維持するために量を制限することも含め検討が必要と考える。

3. 当委員会の平成 20 年度評価に関する意見（H21.12.9）（個別意見）

・ 該当なし

法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村田 成二)
目的	石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主要業務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。イ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ハ エネルギー使用合理化のための技術。2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。7 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。8 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。9 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会(部会長:岸 輝雄)
ホームページ	法人: http://www.nedo.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成19年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A				
①研究開発関連業務				A	A	A	
②新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等				A	A	A	
③クレジット取得関連業務				B	B	AA	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21. 8. 28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 攻め、守りの両面で、具体的な目標を掲げ、きめ細かな管理が始まったのは大変評価したい。
- 過去5年より進展した。
- NEDOの第2期5年計画の初年度は、前倒して実行している案件も多いが、日本の産業の興隆につき、NEDOを超えた仕掛けまで期待したい。
- これまでの努力と実績に基づき、20年度はさらなる組織的な努力によって、きわめて優れた成果を挙げた。機構に所属する人々の間で、NEDOのミッションが明確化され、共有化された結果であろうと考えられる。
- 全体的にバランスの取れた組織運営が行われている。しかし、ミクロでみれば効率化やさらなる見直しが必要な部分もある。特に、顧客満足度に関するアンケート調査結果に見られる研究開発プロジェクトにおける利害関係の対立や、プロジェクト運営に対する不満などが散見される。一見小さく見えても、根幹に関わる場合もあり得る。基本的には顧客との間やNEDO内部でのコミュニケーション不足が主因なのではないか。数値的な判断基準だけでなく、人間関係を円滑に進めるための実践的なノウハウの共通性を高めるための工夫も必要なのではないか。
- 目標以上の成果を達成したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 蓄電技術開発室、ブラッセル連絡事務所、ニューデリー事務所、監事室を設置、コンプライアンス推進に係る関連規程の整備等の組織的な取組体制を整備。 • 企画段階では、NEDO職員自らが新たなプレーヤーや技術シーズの発掘等を実施。また、実用化に向けた産学官の共有シナリオである「技術戦略マップ」を策定し、重要技術課題を抽出。費用対 	<ul style="list-style-type: none"> • 「蓄電技術開発室」設置や海外事務所の新たな設置、コンプライアンス推進に係る関連規程の整備等機動的な組織体制構築の取組による意志決定及び業務執行の迅速化と効率化に向けた体制強化等、柔軟かつ機動的な体制構築が行われていること等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。

		<p>効果を分析。実施段階では、中間評価結果を受け、実施内容・体制の見直し、資金の追加、中止等を実施。事業終了後は、事後評価、追跡評価等を実施し、その結果から得られた知見や教訓を今後のプロジェクトマネジメントへ活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進室の設置、コンプライアンス推進委員会の開催、コンプライアンス基本方針の策定、コンプライアンス総括管理者・責任者・担当者の配置等、組織的な取組体制を整備。外部講師による研修、業務運営上のリスクの洗い出しと評価等、組織的に具体的な教育訓練を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画段階・実施段階・事業終了後の各段階における対応によるPDSサイクル確立・運用に向けた取組を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 コンプライアンスに関する規程類やマニュアルの整備、職員研修の実施や独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を実施した事などを評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。
サービスの質の向上【研究開発関連業務】	2①	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発マネジメントの高度化 <ul style="list-style-type: none"> ①「NEDO 研究開発マネジメントガイドライン」を改訂。 ②「イノベーションジャパン」、「新エネルギー世界展示会」、「エコプロダクツ」等 36 件の来場者 1 万人超の展示会に出展。 研究開発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①国内特許 885 件、海外特許 282 件を出願。 ②平成 15～17 年度までに実用化・企業化促進事業が終了した案件における 20 年度での実用化達成率が 30.1%。 ③平成 20 年度の論文数は 232 本。 人材育成 <p>若手研究者への研究開発助成等を通じて 1,948 人の人材養成に貢献。</p> 技術経営力 <p>研究委託・助成先に対し、コンサルティングを行うなど 39 事業者に対し助言業務を実施。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントガイドラインの活用を図るための普及活動の実施などを評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 来場者 1 万人超の展示会へ出展等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 特許出願数は、海外 200 件を目標を上回り、国内 1,000 件の目標も上回ることが見込まれること等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。 若手研究者への助成等を通じた人材育成の実施、また、産業技術フェロシップ事業終了の 56 名における事業養成目的に合致する事業への従事割合等を評価し、中期計画等に掲げられた評価事項を超えて優れたパフォーマンスを実現するものと評価する。
サービスの質の向上【新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務】	2②	<ul style="list-style-type: none"> 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」で定められた重点的に取り組むべき技術（21 技術）のうち、19 技術について研究開発を推進。 国土交通省等、他省との連携を実施。 EU、米国等ともエネルギー協力関係の強化に向け取組を推進。海外炭の安定供給に資するため、3 件の海外炭開発可能性調査に補助金を交付するとともに、ベトナム、インドネシア及びモンゴルにおいて海外地質構造調査を実施。 自治体に対するビジョン策定の支援（2008 年度末でのべ約 1,800 件）を通じ、地域における新エネルギー・省エネルギーの導入を推進。「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入等促進事業」については、事業 PR 活動強化等の結果、採択件数が 9,212 件と大幅に増加。 新エネルギー・省エネルギーの実証試験、導入普及業務により、2008 年度は新たに 315 万トンの CO2 削減効果をあげた。これにより、第 1 期中期目標期間の導入普及業務の実績を含めて 1 億 2,200 万トンの CO2 削減効果をあげた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」で定められた重点的に取り組むべき 21 の技術のうち、19 技術について研究開発を推進するとともに、新エネルギー普及に資する蓄電技術開発の実施、定置用燃料電池実証研究事業を踏まえた行政による実機の導入普及策へ繋げたことを評価。 EU、米国等の先進国とエネルギー協力関係の強化に向け取組を推進、海外炭の安定供給に資する 3 件の海外炭開発可能性調査への支援、海外地質構造調査を実施、国際エネルギー消費効率化等モデル事業の実施、新事務所設置のインドにおける現地政府機関他との連携などを評価。 新エネルギー・省エネルギーの実証試験、導入普及業務により、2008 年度は新たに 315 万トンの CO2 削減、これまでの削減効果が我が国の京都議定書における温室効果ガスの削減目標である▲6%（7,500 万トン／年）の約 16%に相当することを評価。
サービスの質の向上【京都メカニズムクレジット取得事業】	2③	<ul style="list-style-type: none"> 2ヶ国（チェコ、ウクライナ）の GIS（グリーン投資スキーム）による取得契約を締結したほか、CDM 取得分を含め 7,208.7 万トン（二酸化炭素換算）のクレジット購入契約を締結。総契約量累積は、政府取得目標 1 億トンの 95%に相当する 9,510.4 万トンとなり、目標達成に目途。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の政策や国際情勢に大きな影響を受ける事業であるだけに、時宜に応じて適切な判断が行われているかが重要なポイントである。クレジットの取得手法の多様化にも努力が傾注されている。 従来の CDM 取得方法に加え、GIS を導入し効果的・効率的職の実現したことは大きな成果である。今後のフォーアアップ体制の効率化のために業務組織の再編をしていることも評価される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見（H21.12.9）（個別意見）

・該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:林 康夫)
目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部長:田中 明彦)
ホームページ	法人: http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年度からは、サービスの質の向上について中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	B	B	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A			
(1) 中小企業国際ビジネス支援					A	A	
(2) 対日投資拡大					A	A	
(3) 途上国との取引拡大					A	A	
(4) 調査・研究等					A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 全体として業務運営の効率化、予算の縮減を図りつつ、新事業への開拓等を積極的に展開。また、財務内容の改善についても適切に取組が図られており、ジェトロの総合力を発揮し、全体的に高いパフォーマンスを実現。 特に中小企業等の国際ビジネス支援、調査・研究等、世界経済危機の中で、国内外の日本企業に対して、迅速かつきめ細かな対応を行った点を高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当する一般管理費について、前年度比▲5.76%、同業務経費について、前年度比▲3.57%の効率化。 総人件費について、平成17年度比▲5.4%の削減。 随契比率 件数ベース:29.3%(前年度比▲22%)、金額ベース:7.9%(前年度比▲35%) など 	<ul style="list-style-type: none"> 各項目において目標を上回る成果を達成。 随意契約の見直し計画については、金額ベースで目標を達成。件数ベースでは前年度よりは改善、止むを得ない理由はあるものの目標は未達成。
国民に対するサービスの質の向上①(我が国中小企業等の国際ビジネス支援)	2(1)	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出商談件数 34,882 件(中期計画:年平均25,000 件以上)。 特に繊維分野(計画比+520 件)及び機械・機器・部品分野(計画比+5,006 件)における輸出支援を重点的に実施。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る90%以上を達成(中期計画:4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上)。 <p>(国際的企業連携支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談件数 22,492 件(中期計画:年平均3,500 件以上) など 	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出商談件数等は目標件数を大きく上回る成果を達成。中小企業の海外市場拡大に多大な貢献。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地政府に対する交渉等、在外日系企業への支援に大きく貢献。海外投資ミッション派遣、海外投資セミナーにおいて参加者から高評価を獲得。 <p>(国際的企業連携支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談件数等は目標を大幅に上回る成果を達成。我が国が得意とする環境・エネルギー分野でのグローバル市場へのアクセスを可能としたことは大きな成果。
国民に対するサービスの質の向上②(対日投資拡大)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数 1,279 件(中期計画:年平均1,200 件以上)。 東京以外の地域への誘致成功件数は全体 	<ul style="list-style-type: none"> 金融危機という環境悪化にもかかわらず案件発掘・支援件数等、中期目標を上回る成果を達成。

		の約半数(43.1%)。 など	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化につながる、様々な投融資活動で成果。
国民に対するサービスの質の向上③(開発途上国との貿易取引拡大)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数8,103件(平成20年度計画:2,771件以上)。 役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る90%以上を達成(中期計画:4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 商談件数は目標を大きく上回る成果(8,103件)を達成。 開発途上国の産業育成と経済制度の整備改善が、我が国の国益に即した形で多面的に展開。 ジェトロの活動により我が国の途上国支援に対するスタンス、姿勢を伝えることを実現。
国民に対するサービスの質の向上④(調査・研究等)	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査、外部専門家による査読評価、ウェブサイトへのアクセス件数、論文ダウンロード数など、中期計画で定められた目標を達成。 「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」の正式設立に協力・貢献。 「日本・EU経済統合協定(EIA)の可能性を探るタスクフォース」への協力、「日本・ペルー-EPA研究会」の実施・取りまとめ。 TICADIV(第4回アフリカ開発会議)開催に関連して、研究成果の出版、連続フォーラム、政策立案者への勉強会、マスメディアへの対応を実施。 海外の要人、研究機関との交流を通じて、ネットワークを構築するとともに日本の貢献・魅力・立場などについて情報発信。 我が国中小企業から寄せられる相談に対して、リテインした弁護士による支援を組み合わせるなど「緊急支援デスク」を平成21年1月30日から開設して体制を強化し、必要なアドバイスを提供。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトアクセス件数、外部専門家による査読点数、役立ち度調査等、目標を大幅に上回る成果を達成。 様々なメディアを通じた金融危機の影響に関する情報収集及び情報提供への迅速な対応は高く評価。 ERIA正式設立への貢献、諸外国とのEPA締結における二国間のタスクフォース・研究会への協力、実施、取りまとめ、TICADIVの開催等、我が国の通商政策に貢献。また、研究成果の出版、フォーラムやマスメディア等を通じた発信等適切な対応を実施。 首脳外交の機会を捉えた海外要人への情報発信、海外メディアを活用した情報発信が適切かつ効果的に実施。 新興市場への輸出相談、適時適切なセミナー、シンポジウムの開催等、情勢変化に適切に対応。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入53億1,814万円(前年度比+6億9,844万円)。 中期計画で計画的に処分することが定められている2つの旧FAZ支援センターについて、大阪りんくうFAZ支援センターの売却手続を完了。境港FAZ支援センターは平成19年度に売却手続完了済み。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入の着実な増加や適切な情報開示、計画に従い財産の処分が実行される等、概ね中期目標を達成。 FAZセンターの売却等、中期計画に定めた項目について計画どおりに実行されており、適切に対応。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているか」という観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」「給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で125.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(専門性の高い人材を登用する必要があること等)が挙げられており、これらの法人の説明に対する貴委員会としての認識は示されているものの、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとはなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:成合 英樹)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全性確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:大橋 弘忠)
ホームページ	法人: http://www.jnes.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	B	A	B	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19年度から、中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	A	B	A	B	
2. サービスの質の向上	B	A	B	B			
(1)検査等業務					A	A	
(2)安全審査関連業務					AA	A	
(3)防災関連業務					A	A	
(4)安全研究・安全情報関連業務					A	A	
(5)国際業務、広報業務					A	A	
3. 財務内容	B	A	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	B	B	B	B	—	—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、柏崎刈羽原子力発電所の再起動に向けての耐震安全性や設備健全性確認、高速増殖原型炉もんじゅの立ち上げに向けた安全性確認、中越沖地震を踏まえた新耐震設計審査指針に基づく耐震バックチェック、更には新検査制度の円滑な導入などを主要課題として、各種検査業務、安全審査業務、安全研究・安全情報関連業務などに取り組んできたが、いずれの課題に対しても、多大な成果が得られたことは評価できる。特に、新検査制度の導入に当たっては、マニュアルの整備や電力会社・規制当局を対象としての運用を視野に入れたシミュレーションを行うなどきめ細かい支援によって、円滑な制度導入が図られたことは大いに評価できる。 組織設立時に即戦力として採用した原子力安全分野の専門技術者が、今後、大量に退職する予定であり、組織的な実務能力を継承しつつ、人員構成の適正化等に対応していくことの必要性等から、積極的に人材確保や育成等に取り組み、成果を得ている。 物品及び役務の調達等については、随意契約見直し計画等に基づき、一般競争入札への移行を推進することで、随意契約割合は減少しており、経費の削減ができてきているものの、競争入札件数における一者応札の割合や落札率が高い水準にあり、入札・契約の適切性を確保する観点から、これらの課題に対する対応も同時並行的に進めていくことが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 今後の退職者の大量発生、組織的な実務能力の承継、人員構成の適正化のため、人件費にも配慮し、新規学卒者及び中途者を採用。 業務の重点化と効率化を図り、より原子力安全行政の要請に対応できる組織に改編。 随意契約件数は111件(平成19年度は、251件)、総契約金額に占める割合は12.8%(平成19年度は、17.4%)、契約ベースで約13億円の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後5年間で約1/3の職員が退職を迎える年齢構成となっていることから、人件費に配慮しつつ、組織的な実務能力の継承や人員構成の適正化を図っている。 物品及び役務の調達については、随意契約割合は順調に減少し、経費の削減は行われているものの、一者応札の割合や落札率が高い水準にある。
検査等業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 法律に規定される検査等については、810件実施(14,628人日)。 柏崎刈羽原子力発電所の立入検査(25件、75人日)及びもんじゅに対して実施された保安検査を踏まえた取組状況等の内容の妥当性確認への支援及び助言等の協力(約300人日)を実施。 新検査制度として、新たに導入される保全プログラムの事前確認のうち、保全計画書の技術検討業務を円滑に行うため、運用を視野に入れたシミュレーションを全電力に実施し、新制度の円滑な導入を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の検査に加え、柏崎刈羽原子力発電所の再起動に向けての立入検査やもんじゅの特別な保安検査など緊急要請にも着実に対応しつつ、平成15年以来の法令改正を伴う新検査制度の導入にあたって、マニュアルの整備や電力会社・規制当局としての運用を視野に入れたシミュレーションを行うなどの支援によって、円滑な制度導入が図られたことは大いに評価できる。

安全審査関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料輸送物設計承認申請書等4件のクロスチェック解析、3件の高経年化対策技術評価の技術的妥当性確認、もんじゅ等3施設を対象とした新耐震設計審査指針に基づく耐震バックチェックの耐震クロスチェック解析を実施。 柏崎刈羽原子力発電所の再立ち上げに向けて、①構造健全性の解析・検討方針をとりまとめ、②観測地震動が設計用地震動を大きく上回った原因に係る検討結果をとりまとめ、③建屋応答の分析に係るクロスチェック解析(建屋の柔性などの要因を考慮することで観測記録を再現できることを確認)などを実施。 高速増殖原型炉もんじゅの安全性確認支援については、①保安規定確認への技術的支援、②臨界炉心の反応度係数などの核的制限条件などに関する評価結果等の技術情報の提供などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 許認可等に関するクロスチェック解析など、最新知見や解析コード等を用いた解析評価等の技術支援を的確に実施。また、安全性のより一層の向上を図る観点から、国内外の安全情報のうち重要な案件を抽出し、技術的妥当性の確認や審査方法の検討などについての技術的支援も積極的に行われている。 柏崎刈羽原子力発電所の再立ち上げに向けて、解析的な観点から追加点検機器を指摘するとともに、建屋応答において新たな知見を見出すことができ、これを踏まえたモデルを活用することで健全性確認が速やかに進められたことは評価できる上、これら手法は、耐震バックチェックにも展開されるなど、耐震安全性を検討する上で貢献している。
防災関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 政府による総合原子力防災訓練の準備・運営に関する支援。 防災専門官等広域支援現地訓練(3か所、約360名)、オフサイトセンター活動訓練(17か所、約1,200名)、核物質防護のための研修会(16か所、約400名)、核燃料輸送講習(3回、250名)、火災対応のための研修等(17か所(20地区)、480名)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国等が実施する防災訓練の支援を着実に実行するとともに、防災関係者への研修やオフサイトセンターを活用した習熟訓練も実施された。 大規模自然災害発生時等にプラント状態を迅速に確認するため、すべての原子力発電炉や再処理施設のプラントデータを常時受信・保存し、事業所単位で確認できる機能を整備するなど防災体制の充実・強化に貢献している。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度整備に係る検討、もんじゅ再起動に向けた解析手法等の整備及び原子炉施設に係る規格基準整備のための調査、解析コードの整備等については、質又は量において、当初の計画を越える成果を得た。 試験研究等外部評価委員会の評価対象である51テーマのうち、21テーマにおいて「Ⅱ(I>V)」以上の評価を得た。 耐震バックチェックをはじめとした新耐震設計審査指針に基づく安全性確認等に係る調査、解析コードの整備等については、質又は量において、当初の計画を越える成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、テーマの約3割については質又は量において当初計画を上回る成果が得られたとの評価を得ており、安全規制の基盤整備に貢献している。 規制ニーズ等に的確に対応した業務運営を推進する観点から、外部評価委員会でのコメントを厳格に受け止め、次年度に向けては、テーマの廃止等も含め、大幅な改善を図っていくとの意向も示されている。
国際業務、広報業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議等を通じ、原子力安全規制に係る技術的な情報交換会や海外における原子力安全及び安全規制に係る情報を収集。 アジア原子力ネットワークについて、運営委員会等の議長を務めるとともに、日本ハブセンターに包括的教育訓練プログラム及びJNESe-ラーニングを掲載。 ニュースレターを自治体等関係者に配布(年4回発行)し、アンケート調査で約9割の肯定的評価を得たほか、「今後の安全規制とJNESの役割」をテーマにシンポジウムを開催(500名以上の参加)し、シンポジウム全体で8割以上、パネル討論では9割の肯定的評価を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的にリーダーシップを発揮し、国際機関への貢献、多国間の規制関係者会合などを積極的に実施した。特に、近隣アジア諸国においては、アジア原子力安全ネットワークのリーダーとして主導し、原子力関係者のレベルアップを図る観点から、教育訓練プログラムやJNESe-ラーニングを提供した。 広報業務については、広報誌等の発行やシンポジウムを開催するとともに、その内容を充実強化するためのフォローアップも行われている。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守。期末手持ち資金を大口定期預金で運用(平成20年度末大口定期預金残高14,000百万円)。 財務諸表のセグメント情報において人件費を明示する等、公表の充実。平成20年度の決算に当たっては会計監査法人による監査。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容(当期総利益の発生要因、利益剰余金の内容、運営交付金債務の内容等)は適切である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・該当なし

法人名	独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月5日設立)〈非特定〉 (理事長:西垣 浩司)
目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2 1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8 情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山 隆司)
ホームページ	法人: http://www.ipa.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. サービスの質の向上」については、18年度を除き、大項目単位の評価は行っていない。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	B	B	B	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			A				
(1)情報セキュリティ対策の強化	AA	AA	A	A	A	A	
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	A	AA	A	A	A	B	
(3)IT人材育成の戦略的推進	A	A	A	A	A	A	
(4)開放的な技術・技術標準の普及等						B	
(5)ソフトウェア開発分野	B	B	B	B	B		
(6)情報発信等(シンクタンク機能を含む)			B				
3. 財務内容	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化」については、新理事長のもと一層の業務運営の効率化に努めており、人件費削減の前倒し達成や随意契約見直し計画の大幅な達成などの業務効率化を高い次元で実現できていること、「サービスの質の向上」については、主要事業のうち、①「情報セキュリティ対策の強化」は情報システム等の脆弱性情報の社会的共有のための活動を積極的に展開し、「事後処理」から「予防措置」に発展・実績をあげたこと、②「IT人材育成の戦略的推進」は客観的な人材育成メカニズムを実現したことなど、「財務内容」については、自己収入の拡大や採算が取れていない地域ソフトウェアセンターの統廃合などの適切な改善が行われていることから、平成20年度の総合評価は、質・量の両面において概ね中期計画を達成したことから、「B」評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 20年度計画を着実に実施するため、年度上期の業務進捗状況を点検の上、下期実行計画を策定し、中間仮決算を実施。また、各部署の月別予算執行状況表を作成し、理事長が毎月確認。 約2,500名の外部専門人材が機構の活動に協力。外部研修への参加(延べ16名)やセミナー開催(8回)。 随意契約見直し計画で掲げた目標(件数79件、金額886百万円)を上回る見直し(同24件、617百万円)を達成。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の確実な実現に向けた業務管理の徹底、及び機構が社会に対して果たすべき役割を追求する姿勢を評価。 外部専門人材を積極的に活用しているほか、人件費の削減及び随意契約見直しについて、組織のパフォーマンス向上と業務効率化を高次元でバランス良く実行できている点を評価。
情報セキュリティ対策の強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・不正アクセスの相談件数:14,526件。ウイルス等迅速解析支援ツール等で迅速に公開、被害の未然防止に貢献。 積極的な普及活動により、20年度の脆弱性関連情報届出受付件数は、3,206件(累計5,251件)と飛躍的に増加し、潜在化してい 	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス等による被害を未然に防ぐため、第2期中期計画で掲げた未然の防御策を積極的に行っていることを高く評価。全国民の約7割がインターネットを利用しており、インターネット利用の安全性向上に取り組む機構の社会的使命はますます高まっている。

		<p>た脆弱性情報の顕在化に貢献。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインを策定・公表。情報セキュリティセミナーを全国 36 ヶ所、計 110 回(延べ 8,696 名が受講)開催。など 	<ul style="list-style-type: none"> わが国企業の 99%を占める中小企業の情報セキュリティ水準の向上に大きく貢献していることを高く評価。
ソフトウェアエンジニアリングの推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「重要インフラ情報システム信頼性研究会」を設置(20年8月)し、社会・経済的な影響の程度に基づくシステム重要度等に応じて定量的かつ検証可能な対策を講じていくシステム・プロファイリングの考え方を提案。 全国 24 ヶ所で 62 回セミナーを開催。SEC 主催セミナーを 29 回開催(延べ 1,495 名が受講)。 「ITプロジェクト性能ベンチマーキング」の国際標準化(ISO/IEC29155)の活動に積極気な参画。など 	<ul style="list-style-type: none"> システム・プロファイリングの考え方は、重要インフラ情報システムの信頼性確保に大きく寄与するものと期待でき、高く評価。 ITプロジェクト性能ベンチマーキングの国際標準化については、定量データの収集・分析に関する知見が国際規格原案作成に反映されるなど国際的にも注目されており、高く評価。
IT人材育成の戦略的推進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 共通キャリア・スキルフレームワーク第一版を公開し、3つのスキル標準(IT スキル標準、組込みスキル標準、情報システムユーザースキル標準)と情報処理技術者試験との対応を明確にし、レベルや求められるスキル・知識の相違を可視化。 IT 活用能力向上に大きく貢献することが期待される IT パスポート試験を創設し、46,845 名が応募。124 の大学が同試験合格者に対する入試優遇、29 の大学が単位認定。 IT 人材市場動向調査については、IT 人材動向及び IT 人材の市場動向を変動させる要因(企業、大学及び行政の施策等)についての分析を加え、調査結果を公開。 若い人材の幅広い発掘・育成に重点を置いた未踏人材発掘・育成事業を開始。など 	<ul style="list-style-type: none"> 3つのスキル標準と情報処理技術者試験との対応を明確にし、大学の情報系学部向けのカリキュラム標準である JO7 との連動を図るなど、客観的な人材育成メカニズムを実現したことを高く評価。 IT パスポート試験については、新設試験区分としては過去最高の応募者数となり、日本全体の IT 活用能力を高めることにつながることを期待。 IT 人材市場動向調査については、広範囲かつ多角的に捉えた調査・分析を実施し、IT 人材育成に取り組む多くの関係者に役立つものと期待。 未踏 IT 人材発掘・育成事業については、先端的なソフトウェア開発の意欲と能力を持ち、優れた若手クリエイターを発掘・育成。わが国の国際競争力を高めるうえで重要。
開放的な技術・技術標準の普及等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省告示に基づき、連携プログラム技術評価制度を開始し、機構がこれまで実施してきたオープンソフトウェアに関する取組実績や専門知識を活かして適切な対応を実施。 中小企業経営改革ベンチャー支援事業については、146 件の応募の中から厳正な審査を経て4社の IT ベンチャー企業を採択。事業化に関する優れた知見、経験を有するプロジェクトマネージャと連携し、開発から事業化までを一貫して支援。など 	<ul style="list-style-type: none"> IT 投資効率の向上等を図るため、オープンソースソフトウェアの活用促進に取り組むとともに、技術参照モデルの策定、システム連携などの相互運用性拡大に向けた取り組みを国際的な協調のもとで推進しており、その取組を高く評価。 中小企業経営革新ベンチャー支援事業については、採択した4社全てがサービスを開始し、うち3社が売上げを計上しており、効果の高い事業を実施。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ評価・認証業務の自己収入(約 42 百万円)に加え、暗号モジュール試験認証手数料(約 9 百万円)も発生。主催イベントでも出展料を徴収。 幹部が地域ソフトウェアセンターの経営改善指導等を行ったほか、理事長自ら関連法人である同センターを訪問し、各センターの現状を把握の上、地域セミナーなどの事業で連携を強化する方針を打ち出した。その結果、同センター(15 法人)全体の決算は 193 百万円の黒字を計上。 1社を除く 14 社の関係会社株式の評価益、昨年度減資した2社からの配当及び解散した地域ソフトウェアセンターの清算損等を加えた結果、独法化後初めて当期総利益(61 百万円)を計上。など 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ評価・認証制度及び暗号モジュール試験・認証制度の利用促進による自己収入の拡大のほか、機構主催の会議等においても出展料等を徴収し、自己収入の確保、支出の抑制など業務の効率化を進めている取組を評価。 幹部が、直接、地域ソフトウェアセンターの経営改善指導・助言を行い、理事長も自らが同センターを訪問して現状を把握の上、連携強化の方針を打ち出すなど経営指導・改善が着実に進んでいることを評価。 償却済の債権の回収に当たっては、債務者の状況に見合った返済を基本方針として回収を継続した結果、33 百万円を回収したことを評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成16年2月29日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 博文)
目的	石油及び可燃性天然ガスの探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱物産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱物産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱物産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。20 1～19の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:森田 信男)
ホームページ	法人: http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	B	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 「1. 業務運営の効率化」の個別評価は、平成20年度評価のもの。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
1 経費削減・業務運営の効率化							
2 業務運営及び業務の透明性の確保							
3 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備	B	A	B	B	B	B	
4 官民競争入札等の活用							
5 入札・契約に関する事項							
6 役職員の給与等に関する事項							
2. サービスの質の向上(参考)	B	/	A	A	A	/	
1 (石油開発)	B	A	A	A	A	A	
2 (金属開発)	B	A	A	A	A	A	
3 (資源備蓄)	B	A	A	A	A	B	
4 (鉱害防止)	B	A	B	B	B	A	
3. 財務内容の改善	B	A	B	A	A	A	
独立行政法人移行・体制整備	/	/	/	/	/	/	
その他業務運営に関する重要事項	B	/	/	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 石油開発については、ベネズエラにおける共同事業、イラク油・ガス田国際入札への参加資格獲得等案件が進捗し、ポテンシャルの大きな産油国の権益確保への足がかりを構築した。また、新規6件の探鉱出資が採択されており、全て中東以外ということで供給の多様化が図られている。また、東シベリアでの共同探鉱事業の形成など、積極的な展開が見られており、その成果が期待される。質・量とも中期計画を超えた成果とみなすことができ、きわめて高く評価した。
- 金属開発については、資源外交の推進、企業等との共同調査により、権益確保に向けた取組みが進められている。また、共同調査相手方の対象を我が国企業海外子会社に拡大、金属の金融支援制度の対象鉱種にレアメタル及び鉄鉱を追加、リスクマネー供給として68億円の探鉱融資を実施するなど、我が国企業のニーズへの迅速な対応がなされている。さらに、海洋鉱物資源に係る海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定に大きく貢献したことなどの点を高く評価した。
- 資源備蓄については、石油及び希少金属の備蓄において大幅にコスト削減、備蓄基地操業業務に一般競争入札等を導入することとし、平成20年度において制度設計を完了、ASEAN+3の枠組みによるアジア各国の石油備蓄制度整備への支援、レアメタル備蓄の積増し及び備蓄鉱種の追加などを高く評価した。
- 鉱害防止については、30年にわたって実施した秋田県最大の鉱害防止工事を完了させるなど、これまでの国内での地道な活動が成果をあげていること、また、これまでの技術を活かした海外での鉱害防止技術に関する情報提供や、ペルー政府とのMOU締結などを高く評価した。
- 業務運営の効率化については、質を落とさずに業務の効率化によってコストを削減したこと、随意契約削減のための更なる努力が認められる点を評価した。
- 財務内容の改善については、堅実な資産管理を行いつつ、特許料収入をはじめとした自己収入を確保しており、初の出資

案件からの配当金を得るなど評価できる。なお、本来業務であるリスクマネー供給の結果、当期損失が発生したが、リスクマネー供給という業務、設立して5年後の機関という独特の状況に起因するものであり、全体として財務の健全性を保ちながら業務を積極的に展開しており高く評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費削減・業務運営の効率化	1.1	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費：前年度比▲3.5%（目標：毎年度平均で前年度比▲3%以上の効率化）。 業務経費：前年度比▲1.1%（目標：毎年度平均で前年度比▲1%以上の効率化）。 	<ul style="list-style-type: none"> 石油・金属資源開発関連の資材・人件費が上昇している状況において、機構の人件費削減等に取り組み、質を落とさずに業務の効率化によってコストを削減したことを評価。 業務量が増える中で、前年度比一般管理費3.5%、業務経費1.1%と年平均削減率を上回ったことは高く評価する。
リスクマネー供給等（出資・債務保証業務等）	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 新規6件の探鉱出資を採択。 我が国企業が権益を保有するカザフスタン共和国カスピ海域に発見されたカシャガン油田の開発作業進展に伴う追加債務保証。 出資案件からの初の配当金を取得。出資案件から4件の石油生産を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規6件の探鉱出資を開始するなど、質量とも中期計画を超えた成果。 リスクマネーの供給は機構の重要な役割の一つ。この分野で引き続き多くの案件が出ていること、また、審査に係る人材不足のなか、対処していることは評価できる。 新規案件は全て中東以外であり、供給国の多様化という国の政策にも合致している。 出資案件から配当金を取得し、出資案件4件で新たに石油生産が開始されたことは、長期にわたる活動の成果を示すものとして評価する。
民間の探鉱開発活動の支援	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 過去最高の68億円(8件)の探鉱融資を実行。 企業ニーズを踏まえ、レアメタル・ウラン支援の充実や、対象鉱種に鉄鉱の追加等、出融資・債務保証に係る制度改正を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間のニーズに迅速に対応し、権益確保支援、共同調査の実施、探鉱開発のリスクマネー供給など、成果を上げている。 高まる企業の支援ニーズに対応するため、企業ニーズを踏まえた制度改正を実施する等、高く評価できる。
石油・石油ガスの国家備蓄統管理の一層の効率化	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄基地の個別業務について、工事契約へのコンストラクションマネジメント方式や一般競争入札の拡大、内容・仕様の見直し等を行い、基地の安全性を確保した上でのコスト削減を推進。 国家石油備蓄基地操業業務に平成22年度から全基地を対象に一般競争入札等を導入することとし、20年度においては制度設計を完了（独立行政法人整理合理化計画を前倒しで実施）。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄コストの軽減、緊急事態への対応について準備が進められている。 石油備蓄基地操業に関する入札制度導入に向けた取組みと整理合理化計画の前倒し、アジア備蓄制度整備への支援、レアメタル備蓄の強化など全体としての取組みは高く評価できる。 国家石油備蓄基地操業管理業務に、前倒しの一般競争入札導入を確実にしたことについて評価。
地方公共団体の鉱害防止対策に対する技術支援	2.4	<ul style="list-style-type: none"> 30年にわたる秋田県最大の鉱害防止工事が終了（吉乃鉱山）。 大規模地震に備えた松尾鉱山の坑廃水処理施設の耐震工事支援を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田吉乃鉱山の工事に目処を付けるなど、国内の地道な活動が高く評価される。 地方公共団体が実施する鉱害防止対策に対する支援を継続的に実施している。 追加的な支援が必要な鉱山もある状況で、専門機関としての期待は大きい。
自己収入の確保	3	<ul style="list-style-type: none"> 出資案件から初の配当収入2.3億円を計上。 特許料収入7億円（独法中最高水準）、出版物・セミナー収入、民間企業からの受託業務、運用収入、債務保証料収入等による自己収入を継続的に確保。平成20年度は48億円の自己収入を計上。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証料収入及び同基金の運用収入、高額で安定した特許料収入を得ていること、出資案件から初の配当収入を得たこと、さらに4件が生産開始に至っており、今後更なる配当収入の増加が見込まれることなどから、機構の財務状態は非常に健全と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)（個別意見）

- 地下備蓄方式の国家石油ガス備蓄基地（波方基地）の建設については、第2期中期目標に基づき作成した中期計画において平成22年度に完了予定とされていたが、堅坑金属配管の錆対策のため建設工事に遅れが生じており、その完了予定を24年度に延ばさざるを得ない状況となっている。本件については、昨年度（平成19年度）の年度評価意見において、「今後、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらを踏まえて厳正に評価を行うべきである。」と指摘している。しかしながら、このことについて、貴委員会は、20年度の評価結果における「資源備蓄」の項目の中で、「国家石油ガス地下備蓄波方基地の建設に関して、堅坑金属配管の錆対策等を実施したことにより、建設工事の完了年度を延ばさざるを得なくなった」ことなどを総合的に勘案し評価しているが、当該建設工事の20年度における工事実績は明らかにされているものの、工事全体における進捗状況及び進捗率等は明らかにされていない。今後の評価に当たっては、当該建設工事の工事全体における進捗状況及び進捗率等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 正博)
目的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1 中小企業の創業・新事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション施設の賃貸等)に関する業務。2 中小企業の経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、中心市街地・地域産業の活性化支援、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施等)に関する業務。3 経営環境変化への対応の円滑化(中小企業を対象とした共済事業や再生支援事業の実施)に関する業務。4 政策情報の提供。5 経過業務(産業用地の分譲や旧繊維法に係る助成等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:伊丹 敬之)
ホームページ	法人: http://www.smrj.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g90901aj.html
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19年度から、中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 創業・新事業展開の促進				B	A	A	
(2) 経営基盤の強化				A	A	A	
(3) 経営環境変化への対応				A	A	A	
(4) 期限の定められている業務等、産業用地業務				B	B	A	
3. 財務内容	A	A	B	B	C	B	
4. 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標期間内に全体の約1割強に相当する99名の常勤職員の削減目標を達成(108名の削減)し、国の政策的な要請等に基づき、当初中期計画に記載のなかった新政策課題に対応したことは高く評価できる。
- 専門家派遣継続事業については、課題解決率93%(中期計画目標80%)、支援企業の売上高平均伸び率30%(同目標25%)と、高い水準で中期計画目標を達成した上で、経常利益平均が40%増と、高い事業成果を実現している。
- 法律施行前から農工商等連携支援に積極的に対応するとともに、機構の支援ノウハウを活かし、事業の構想段階から計画認定(185件)、事業化達成に至るまで、一貫したハンズオン支援等(相談等対応件数3,506件)を実施したことは高く評価できる。
- 小規模企業共済勘定については、19年度のサブプライム問題や20年度の米国の金融危機を契機とする歴史的な金融市場の混乱の影響により、運用資産の約20%を占める委託運用資産が大幅に下落し欠損金が大幅に増加したが、資産運用委員会の助言を受けるとともに、委託運用機関の見直しを行う等、急激な資産運用環境の悪化の中で適切な対応を実施している。
- 20年度後半の激変する経済環境下において、経済産業省と緊密な連携の上、中小企業に対して施策情報等について各種ツールを活用し機動的に発信するとともに、中小企業再生支援全国本部における支援体制の強化、地域資源を活用した新商品等の普及促進活動等を実施する等、組織を挙げて、追加景気対策等に対応したことは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画目標の99名を上回る108名の常勤職員の削減。 • 一般管理費の削減については、15年度と比較して30.1%の削減、人件費の削減については、17年度と比較して8.0%の削減。 • 随意契約の20年度実績(真にやむを得ない随意契約を除く。)については、件数ベースで26.4ポイント(56.2%→29.8%)、金額ベースで7.6ポイント(36.0%→28.4%)改善。 • 新財務会計・人事システムの運用開始により事務全般の効率化及び内部統制を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画目標期間内に同目標(全体の約1割に相当の常勤職員の削減)を達成したことを高く評価。 • 一般管理費及び人件費の削減については、コスト削減に向けた自己改革を着実に実施した点を高く評価。 • 随意契約については、競争入札を推進することにより、全契約に占める随意契約の割合を改善したとともに、21年度当初に更新する契約についても、20年度中に一般競争入札等への移行手続きを完了したことを高く評価。
創業・新事業展開の促進	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家継続派遣事業については、課題解決率93.0%(中期計画目標80%)、支援企業の売上高平均伸び率30%(同25%)と高い水準で目標を達成。 • マッチング率については、ベンチャーフェア(57.0%)、中小企業総合展(東京:44.2%、大 	<ul style="list-style-type: none"> • 専門家継続派遣事業については、課題解決率、支援企業の売上高平均伸び率ともに高い水準で中期計画目標を達成した上で、経常利益平均が40%増と高い事業成果も実現。 • ベンチャーフェア、中小企業総合展等のマッチング率については、中期計画目標を大幅に

		<p>阪:55.1%)、資金調達マッチング(44.6%)のいずれにおいても、中期計画目標(30%以上)を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化助成金については、中期計画目標(支援後2年経過した時点での事業化率 50%)を上回る事業化率(60%)を達成。 	<p>上回り達成したことを高く評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化助成金の全助成先に対して経営面からも支援することにより、中期計画目標を大きく上回る事業化率を達成したことを高く評価。
経営基盤の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 法律施行前から農商工等連携支援に積極的に対応するとともに、機構の支援ノウハウを活かし、一貫したハンズオン支援等を実施(相談等対応件数 3,506 件、法律認定件数 185 件)。 高度化事業の貸付先の目的達成度(96.0%)、経営相談件数(17,121 件)、施策情報の提供(J-Net21 のアクセス件数 2,891 万件)については、中期計画目標(それぞれ、80%、15年度実績 14,763 件の拡大、アクセス件数 1,100 万件)を大幅に上回り達成。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律施行前から農商工等連携支援に積極的に対応するとともに、機構の支援ノウハウを活かし、事業の構想段階から計画認定、事業化達成に至るまで、一貫したハンズオン支援等を実施したことを高く評価。 高度化事業の貸付先の目的達成度、施策情報の提供(J-Net21 のアクセス件数)等については、中期計画目標を大幅に上回り達成したことを高く評価。
経営環境変化への対応	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業倒産防止共済については、①貸付審査期間を大幅に短縮(審査期間 18 日以内の割合:16年度 80.2%→20年度 89.6%)、②20年度の加入件数(26,923 件)が大幅に増加(19年度比 59%増)。 小規模企業共済の加入件数(41.9 万件)については、中期計画目標(37.6 万件)を大幅に上回り達成。 再生支援協議会の機能強化のため、再生支援専門家の派遣(19年度 79 人日→20年度 268 人日)、再生支援協議会への助言(19年度 112 件→20年度 4,009 件)等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業倒産防止共済については、貸付審査期間を大幅に短縮(審査期間 18 日以内の割合:16年度 80.2%→20年度 89.6%)。また、加入促進等を積極的に展開した結果、20年度の加入件数が増加し、中期計画目標(8万件)を達成(8.3 万件)したことを評価。 小規模企業共済の加入件数については、中期計画目標を達成したことを高く評価。 再生支援専門家の派遣(268 人日)や再生支援協議会への助言(4,009 件)等により、都道府県中小企業再生支援協議会の支援を強力に推進したことを高く評価。
期限の定められている業務等、産業用地業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 未利活用面積を中期計画目標開始時点(1,307.7ha)に比べ「概ね半減する」という中期計画目標を概ね達成(目標期間中の利活用面積 627.3ha、達成率 94.5%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 未利活用面積の利活用については、下期は、未曾有の経済危機等により、キャンセルや契約延期が相次ぐなど厳しい状況が続いたが、中期計画目標を概ね達成(達成率 94.5%)。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 有識者から構成される「資産運用委員会」を開催(5回)。同委員会の助言を受け、リバランスルールを見直し、資産下落の影響を緩和。また、委託運用機関の見直し(34 ファンドを見直し、12 ファンドを解約、3ファンドを公募)を実施。 小規模企業共済勘定の 20 年度当期総損失が 3,147 億円、繰越欠損金が 9,903 億円。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済勘定については、19 年度のサブプライム問題や 20 年度の米国の金融危機を契機とする金融市場の混乱の影響の中で適切な対応を行ってきたが、結果的に同勘定の繰越欠損金が大幅に増加し、中期計画目標を達成できなかった。
業務運営に関する総合的・横断的事項	4	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対策としての施策広報(緊急保証制度、セーフティネット貸付等)、地域資源活用商品等を普及するための商談会や展示会、2次補正事業への対応準備(内定取消者や求職者等を対象とした合宿型の研修)等を実施。 中小企業倒産防止共済の加入促進のため、理事長等役員が金融機関の頭取等に訪問(149 件)等。理事長と経営者等との「お客様懇談会」を開催(7回)し、顧客ニーズを把握するとともに、理事長が率先してPR活動を展開。 地域支援機関等と連携しながら、自動車関連産業への受注機会促進のための展示・商談会を実施する等、地域の特色を活かす独自の取組みで事業を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> 激変する経済環境下において、中小企業に対して、施策情報等について各種ツールを活用し機動的に発信するとともに、中小企業再生支援全国本部における支援体制の強化、地域資源を活用した新商品等の普及促進活動等を実施する等、組織を挙げて追加景気対策等に対応したことを高く評価。 中小企業倒産防止共済制度の加入促進に向けたトップセールス等、理事長等役員のリリーダシップの下、着実に事業を実施し、成果を実現したことを高く評価。 支部において、地域支援機関等と連携しながら、自動車関連産業への受注機会促進のための展示・商談会の実施等、地域の特色を活かす取組みで事業を実施したことを高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 戦略的基盤技術高度化支援事業については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 19 年 12 月)において、「平成 20 年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。」こととされているが、評価結果をみると、本事業の業務実績については事業報告書等において明らかにされているものの、成果については記載されておらず、評価もされていない。今後の評価に当たっては、廃止される事業についても、廃止されるまでの間における業務実績の評価を行うべきである。
- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 125.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障の受給者が多いこと)が挙げられているものの、これらの法人の説明に対する認識が示されておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものともなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。